

経営方針と戦略

(招集ご通知4頁～5頁)



株式会社 TBグループ

【A】経営スローガン

「NEXTステージにチャレンジ！」

＜経済環境と取組み＞・・・①「デフレ」から「インフレ」、「守り」から「攻め」へ大きく変化。
②前期から「NEXTステージ」事業への種まき。
③経営資源の選択と集中で「NEXT事業の垂直立ち上げ」。

＜キーワード＞・・・①環境・健康・観光のグッド3K分野／普及率ゼロ商材の開発。
②直営直販力強化（東京首都圏／中部圏／大阪関西圏）。
③粗利益率とキャッシュフローの向上。
④健全販社との協業支援の一層強化とパートナーシップ向上。



【B】LED & ECO事業のNEXTステージ

多言語による「オモテナシ」事業

＜当社の強味＞

- ①累計27万台の店舗用LED表示機と屋外用デジタルサイネージのトップメーカーを継続。
- ②コア技術(LEDコントロール技術)。
- ③「環境に優しく“外国人・シニア”に優しいオモテナシ」事業に取り組み。

＜NEXTステージへのキーワード＞

- ①多言語(英語／中国語／韓国語／スペイン語等)表示
- ②「スマートフォン簡単入力」のシステム化。
- ③多言語ニュース配信や地震・異常気象警報配信の情報サービス事業。



【C】業界初のトータルソリューション事業

省エネのトータルソリューション事業

＜当社の強味＞

- ①長年にわたるLED&ECO事業の取組み。
- ②普及率ゼロによる新規商材の企画開発力。

＜NEXTステージのキーワード＞

- ①ビジネスの動脈と静脈を一体化した省エネのトータルソリューション事業。
- ②「LED工房」と「LED照明ドットコム」を併設運用。
- ③新しい「LED工房」にはECO商材(風力・ソーラ発電/LED植物工場)を展示。
「来て 見て 触れて」のリアルとネットの融合で新しいビジネスを展開。



機種検索・選定機能の特徴

Point 1

各メーカーの特徴を分析し、当社の独自基準で各商品の設定。そのため、メーカーのカタログでは解らない幅広い組合せが実現！国内大手メーカー全て網羅！

Point 2

各商品の特徴を解りやすい解説付き！
例えば、直管40形LEDの代替品を選定する場合、「明るさアップ」、「明るさを抑えて省エネ重視」など。

Point 3

各メーカーの新商品、価格改定、仕様変更、生産中止などを常に最新の情報に更新！

LED照明機種検索・選定・省エネシミュレーション

ご提案先名・件名を入力

使用場所・電気単価・点灯時間を入力

現在使用している照明器具をプルダウンから順に選択

ランプ単価、安定器交換単価を入力(ランニングコスト計算)

LED照明機種検索・選定・省エネシミュレーション②

代替品一覧に表示された器具を選択し、『カタログ』をクリック。器具デザイン・仕様の確認ができます！
※ブラウザのポップアップブロックを解除して下さい。



【D】SA機器事業のNEXTステージ

電子決済システム

＜当社の強味＞

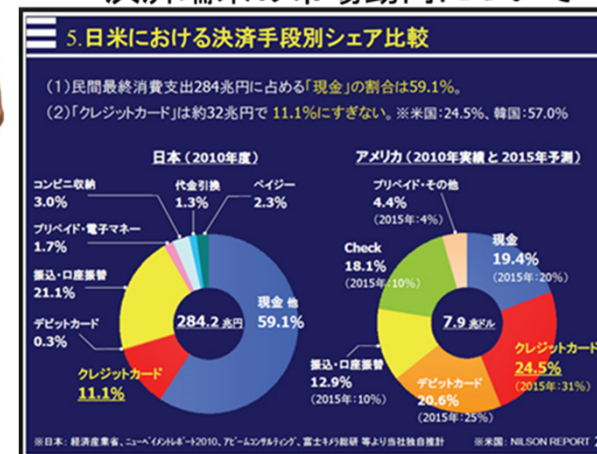
永年培ってきたSA機器事業のノウハウ。



＜NEXTステージのキーワード＞

- ①モバイル決済ビジネスにより既存のレジスター／POSシステムが将来「スマホ」に飲み込まれる可能性も。モバイル・クレジットカード決済の黒船(日経BP)来襲と当社NEXTステージの取組み。
- ②クラウドとの連携で実現する新サービス「レジキャッチ」を投入。

決済端末の市場動向について



＜出典: 経産省＞

リテール&ホスピタリティをもっと楽しく! さらに快適に! TOWA

当社出展 展示会 第30回流通情報システム総合展 **リテールテック JAPAN 2014** 2014年3月4日(火)～7日(金) 東京ビッグサイト 東1ホール RT1108 **ご来場お待ちしております。**

TOWA. ならモバイル決済端末・タブレットレジにも対応

モバイル決済
タブレットレジ対応ソリューション

- MFI 対応プリンタ
- ドアラインナップ
- 専用タブレットスタンド

■ Square
スクエア体験コーナー
をご用意しています

TOWA. なら新消費税率にしっかり対応

近日発売

- Smart REGI SX-550
- PROSPER NR-3100
- TOUCH REGI FT-750
- Smart REGI SX-150
- TOUCH REGI ITR 7000

人と環境に優しい企業グループ
私たちが目指すのは、持続可能な社会の実現です。TOWAグループです。

1946年創業
東京2部上場

株式会社 TBグループ

0120-108-477
T113-0033 東京都中央区本町 3-26-6 NREG 本館3丁目2号

<http://www.tb-group.co.jp>

**お店の売上ランキング
スマホでキャッチ!** TOWA

REGI CATCH

グラフで
一目瞭然

ランキング機能搭載!

レジキャッチ3つの特徴

- ① 簡単に売り上げ情報が見える
店内の売上・売上高・売上比率が一目でわかります。
- ② 簡易どおりのレジ操作でOK
新しいレジ操作が簡単にできます。
- ③ “いま” お使いのスマホに対応
最新のOS・アプリ・機種に対応しています。

主な機能

- ① 売上・売上高
レジの売上・売上高が一目でわかります。
- ② 簡易どおりのレジ操作
最新のOS・アプリ・機種に対応しています。
- ③ カスタム
店内の売上・売上高が一目でわかります。

※本サービスを使用するには、専用ネットワークおよびWi-Fiネットワーク環境が必要となります。
詳しくはレジキャッチ3つの特徴をご覧ください。

【E】健康分野へのNEXTステージ

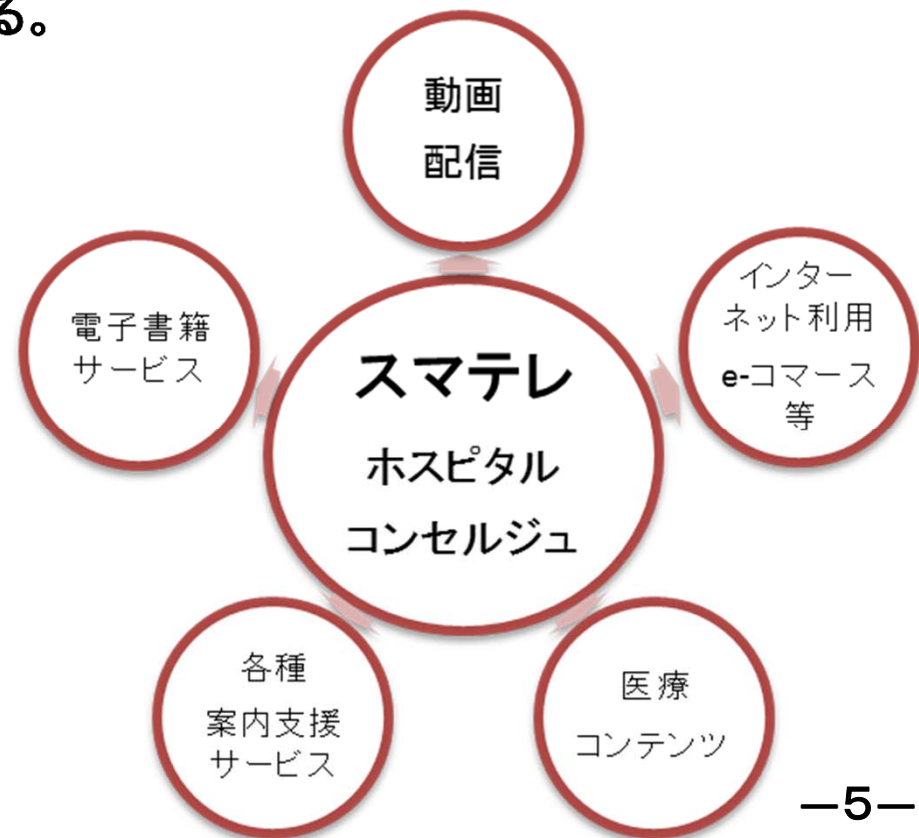
スマートテレビ(スマテレ)事業

＜当社の強味＞

- ①関連会社(株)ホスピタルネットが病院TVカードシステムトップメーカー。
- ②「地デジ」転換で病院やホテルのテレビは、IPTVに大半置き換わりこのインフラを保有。
- ③現在、産婦人科向けに「HosPad」(タブレット端末での情報提供)1000台、平成26年3月に大学病院へ666台納入し注目を浴びている。

＜NEXTステージのキーワード＞

- ①IPTVによるネットワークを、スマテレ事業「ホスピタルコンセルジュ」を開始。
- ②病院およびホテルのメディアを統合集約してオムニチャネル型ビジネスを展開。



<参考資料>

中小企業庁：商業・サービス業の 設備投資を応援する特別税制措置

卸売業、小売業、サービス業
の個人事業者、中小法人の皆様へ

商業、サービス業の設備投資を応援する特別
な税制措置ができます。

～例えば、こんな設備投資が対象です～

- 新しい商品を販売するため、陳列棚を入れる
- レジスターを入れ替える
- 古くなった看板など店の外装をきれいにする

この制度を使えば、設備を使い始めた年度の減価償却費を
増やす（30%特別償却）か、税額の控除（7%）を受け
ることができます。その結果、**納税額が少なくなります。**

（裏面も御参照ください。）

設備投資を考えている方は、最寄りの下記中
小企業支援機関にご相談ください。

商工会議所
商工会
都道府県中小企業団体中央会
商店街振興組合連合会
経営革新等支援機関※ など

※経営革新等支援機関とは、中小企業が安心して経営相談を受けられるように、専門
的知識や実務経験が一定レベル以上の者として国が認定した金融機関、税理士、公認
会計士、弁護士等のことです。詳しくは、中小企業庁のホームページ（経営革新等支
援機関）<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/index>をご覧ください。

（裏面も御参照ください。）

中小企業庁 財務課
〒100-8912 東京都千代田区霞ヶ関1-3-1 TEL 03-3501-5803
中小企業庁ホームページ <http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/index.html>

輸出物品販売場制度の改定 免税対象物品の範囲の拡大

輸出物品販売場制度の改正について

平成 26 年 4 月
国 税 庁

消費税法施行令の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 141 号）等により、輸出物品販売場制度に
ついて、主に次の 1 から 3 の改正が行われました。

なお、これらの改正は、平成 26 年 10 月 1 日以後に行う課税資産の譲渡等について適用されます。

輸出物品販売場制度

輸出物品販売場（免税店）を経営する事業者^甲が、外国人旅行者などの非居住者に対して
通常生活の用に供する物品を一定の方法で販売する場合には、消費税が免除されます。

（注）輸出物品販売場を開設しようとする事業者は、販売場ごとに、事業者の納税地を所轄する税務署長の
許可を受ける必要があります。



適用開始時期 平成 26 年 10 月 1 日以後に行う課税資産の譲渡等について適用

1 免税対象物品の範囲の拡大

食品類、飲料類、薬品類、化粧品類その他の消耗品については、これまで、輸出物品販売場における
免税販売の対象外とされていましたが、その非居住者に対する同一店舗における 1 日の販売額の合計が
5 千円超 50 万円までの範囲内の消耗品について、次の方法で販売する場合に限り免税販売の対象と
されました。

- 販売方法**
- ① 非居住者が、旅券等を輸出物品販売場に提示し、当該旅券等に購入記録票（免税物品の購入の事
実を記載した書類）の貼付けを受け、旅券等と購入記録票との間に封印を受けること。
 - ② 非居住者が、「消耗品を購入した日から 30 日以内に輸出する旨を誓約する書類」を輸出物品販売
場に提出すること。
 - ③ 指定された方法により包装されていること。



非居住者が国外における事業用又は販売用として購入することが明らかな物品は、通常生活
の用に供する物品に該当しないため、これまでと同様に免税販売の対象になりません。

消耗品の包装方法

消耗品の包装方法は、次の要件の全てを満たす「袋」又は「箱」に入れ、かつ、開封された場合に開
封されたものであることを示す文字が表示されるシールの貼付けにより封印する方法によります。

	袋の要件	箱の要件
①	プラスチック製であり、無色透明又はほとんど無色透明であること。	段ボール製、発泡スチロール製等であること。
②	使用される状況に照らして十分な強度を有するものであること。	
③	本邦から出国するまで開封してはならない旨及び消費税が免除された物品を消費した場合には消 費税が徴収される旨が日本語及び外国語により記載されたもの又は記載された書面が貼り付けら れたものであること。	
④	内容物の品名及び数量を外側から確認できない場合には、内容物の品名及び品名ごとの数量が記載されたもの又は記載された書面が貼り付けられたものであること。	内容物の品名及び品名ごとの数量が記載されたもの又は記載された書面が貼り付けられたものであること。

（注）消耗品の鮮度の保持に必要な大きさであり、かつ、当該消耗品を取り出せない大きさの穴を設ける
ことは妨げない。

包装方法の詳細については、観光庁のホームページでご確認ください。
http://www.mlit.go.jp/kankochu/news03_000098.html